

るが、このために現在に於ても蘇聯の産業……機械工業はその組織化に於て又其他に於ても各河のそれと比較して相當異つたところが見出されるのである。然しこゝいふ内部的細微な點は兎も角として蘇聯は千九百三十七年の蘇聯機械工業部門の報告は七十八%はロシア共和國に十七%はウクライナ共和國に工業生産額を持つてゐる、其他の共和國は悉く僅かに1%以下を占めてゐるから其の分布状態は機械工業に對しては平均に散布状態に非らずして集中してゐることが判明する様にその中心地はモスクワ洲とレニ

ングラード洲でありこの兩洲で全蘇機械工業産出の約六十%を占めてゐる、化學工業も亦同様の状態である、又絹布、セメント、制紙等の生産工業もこの兩洲に於て約八十七%を占めてゐるから蘇聯の資源並に生産の分布状態は甚だしく偏在的であるに加ふるにそれ等が同境附近乃至爆發圈内に多く集中してゐるのは蘇聯の最大の目的であると思はれるのである、以下次號にこれ等産業と交通關係を検討して見ることにする。(九月廿五日記す)

鳥取縣と土木行政(二)

前 田 豊

一、位置及地勢

鳥取縣は山陰道の中央に位し東經百三十三度十四分より百三十四度二十六分に至り、北緯三十五度三分より三十五度三十七分の間在つて東は兵庫縣南は岡山縣及廣島縣に接し西は島根縣に隣し北は全部日本海に面し西北部の一端長く海に突出して半島をな

し一葦帯水を隔て、島根半島と相對す。地勢は東西に長く南北に短く南方一帯は陰陽兩道を分離する中國山脈を以て塀をなし東方も峻嶺を以て兵庫縣但馬と境し峯巒重疊南に高く北に低し、從つて河川は總て縣内中國山脈に水源を發し北に流れて日本海に注ぐ西南は深く岡山縣三備洲及島根縣出雲の間に突入し西部は山岳を

以て出雲と接し西北端は夜見半島（弓濱半島）を以て中海を遮斷し其の北端たる境港に據りて中海と日本海とを連絡す。

二、行政區劃及面積人口

鳥取縣は因幡、伯耆の二國を以て成り行政區劃は二市六郡百七十箇町村に分割す。昭和十三年十二月三十一日現在に於ては市町村數及役場數は左の通である。

市	町	村	數	計	役場數
鳥取市	一	一	一	一	一
米子市	一	一	一	一	一
岩美郡	一	二	一五	一七	一七
八頭郡	一	四	二二	二五	二五
氣高郡	一	二	二四	二六	二六
東伯郡	一	四	四一	四二	四二
西伯郡	一	三	三七	四〇	四〇
日野郡	一	三	一四	一七	一七
計	二	一八	一五二	一七二	一六九

面積は三十五萬一千八百七町五反（三千四百八十九方秬）にして東西百二十八秬南北六十秬我國内地總面積に對しては僅かに千分の九である。全國道府縣中第四十一位にして本縣面積より狭少なるものは佐賀、沖繩、神奈川、東京、香川、大阪の六府縣である。

人口は内閣統計局昭和十五年十月一日調査の發表に於ては四十八萬四千三百九十人であつて男二十三萬三千九百六十四人女二十五萬四百二十六人である。昭和十三年十月一日現在本縣人口四十九萬一千二百人に比し六千八百十人の減少を示して居る譯である。三、沿革 革

鳥取縣の管轄地は因幡、伯耆の二國であつて因幡は復古、稻羽又は稻葉或は以奈八と稱し又伯耆は伯岐又は伯伯岐とも稱して居つたのである。現今用ふる所の因幡伯耆の文字は和銅六年頃より稱へ始められたるものゝ如くである上世に於ては因伯兩洲は須佐之男命、大國主命等相繼で統治し給ひ景行天皇の御代大八木足尼石川、波々岐の國造に任ぜられ成務天皇の時彦多都彦命伊其和斯彦命を稻葉の國造に任ぜられた。

申世に至つては國府を因幡は宮下村（現今の岩美郡宇倍野村）伯耆は國府村（現今の東伯郡社村）に置き國の格は上國と定められた。國司の著名なるは因幡に在りては大友家持、淡海三船、在原行平、橘行平等であつて伯耆にありては山上億良等である。和氣清隆も亦因幡の國司に任ぜられたることあるも來任せず元弘中名和長年功を以て因伯二國の守護に補せられたることあり、足利時代には山名氏兩國を領有せることあり、戰國時代及豐臣時代を経て慶長五年徳川家康關ヶ原戰捷の後に及んで伯耆一國を中村一忠に與へ因幡は龜井茲矩、池田長吉兩名の封土となした。元和三

年因伯兩國の地擧て池田光政に與へらる。寛永九年光政備前に封を移され其從弟光仲備前より移されて二國の太守となる。以後十二代凡そ二百三十六年を経て王政復古の政變あり時の藩主池田慶徳公藩籍奉還後鳥取藩を置かれ明治四年廢藩置縣の結果鳥取縣を置き因幡、伯耆、隱岐の三國を以て鳥取縣となし同九年鳥取縣を廢して鳥根縣に合併せられ同十四年再び鳥取縣を置くに至つた。鳥取縣の再置に付ては其の陰に隠れた幾多の犧牲即ち秘史とも稱すべきものがあつた。左に其の梗概を略記することとする。

四、鳥取縣廢止

明治九年八月二十一日大政官第十二號の公布で無殘にも鳥取縣は廢止されることになつた此時、濱松、磐城、置賜、敦賀、豐岡、香川、宮崎、若松、筑摩、三渚、飾磨、名東、鶴岡等十三縣も鳥取縣と同じ運命に陥つた次で鳥根縣から左の布告を發表した。

明治九年鳥根縣

元第一號

今般鳥取縣被廢本縣へ合併被出土地人民當六日受取候に付舊縣内へ假支廳を設置當分因伯兩國の事務取扱候條諸願伺届書共都て從來の振合を以て長官に充て同廳へ進達可致候事

但隱岐國は同國事務悉皆受取濟の上支廳設置の儀追て可相達候事

右之通舊鳥取縣下へ無洩相達する者也

明治九年九月六日

鳥根縣會佐藤信寬代理

鳥根縣七等出仕 星野輝賢

廢止になつた縣は何れ劣らず氣毒な有様であつたが中にも飾磨縣の如きは姫路市で其縣廳の新築落成式が盛大に行はれた當日廢縣の公布があつたので誠に悲惨を極めた。此の一例に徴しても中央政府が如何に極秘裡に廢縣を畫策斷行したか推知し得られると思ふ。この大鉞を振つたのは大久保内務卿であつた廢縣の理由は明治四年の廢藩置縣が實際は舊藩を其儘縣に引直したばかりであつたので随つて行政にも財政の上にも不便が多く維新の實績が擧り兼ねる縣が尠くないので茲で思ひ切つて徳川幕府の諸大名を對照とする行政區劃を全然打破し新政府の施設に適應する新行政區に打開したと云ふのである。成程廢止された諸縣の多くは廢止さるべき幾多の理由を持つて居たかも知れないが鳥取縣迄を卷添に廢止したのは中央政府の輕卒な處置ではなかつたらうか、明治維新當時から中央政府の無鐵砲主義が茲に明に現はれて來たのである。誠に思へば比較的交通機關の完備した現今に於てすら鳥根縣石見の西部特に津和野の以西邊は鳥根縣廳の松江市にある不便をかこち人情風俗に於て出雲地方と一致しない故を以て好感を抱いて居らないのは事實である。謂はんや徳川時代の交通機關と大差なかりし當時に於て因幡、伯耆、出雲、石見と帶よりも細長く不

便なもの無理に連絡せしめて全く同一行政區域とするが如きは無謀も甚しいものであつた諸縣の廢合は必ずしも否定すべきではないが其實體が適切でないものがあつた單に鳥取、島根が山陰道なるの故を以てそして中央政府が傳統的名稱の外何等の意義を有しないその「山陰道」の名に囚はれてこの輕擧を斷行したことは獨り鳥取縣人のみならず日本の國家的見地より眺め決して賢明なる所置と云ふを得ない事は何人も首肯し得る所である。「鳥取縣廢止さる」との悲報を聞いた縣民は自分の耳を疑ふかの様に狼狽したのも無理はない。島根縣に合併されたことを知つて實に悲嘆の涙に暮したのであつた。送葬の哀曲を聞くにさも似たる囁きが彼方此方に頻々と湧き起つた。

悲憤の聲の中で最も強い響きを傳へたものは武士の感情であつた。明治九年にもなるのに未だ舊幕時代の夢を追ふ様な感情論が如何なる卜劍もほろほろに貶す徒輩がありとせばその氣毒ながら明治初頭の空氣を知らざる短見者流に過ぎないものである。武士が「士族」に變つたけれ共未だ内々には腰の物を手袂さんで居る人もあれば、ちよん鬘を命より二番目に考へ居る人もある。「武士の生活」「武士の氣魄」が其人の全人的な意義であり、従つて鳥取縣も島根縣も明治九年頃は「士族」によつて輿論が無形に支配されて居た時代であつた。當時の士族の感情を外にしてこの世相を語ることは全く不可能の事である。舊幕時代の鳥取藩は三十二萬

五千石全國に稀な大藩であり由來武を以て鳴る國柄で「因州藩」と云へば日本全土至る所を大威張りにて肩で風を切つて歩けたものである。それに引換へ松江藩は十八萬六千石の中大名であり然して其藩士は「算盤珠を弾くに上手な武士」として噂せられ、因幡武士の眼中には全く無かつたものである。況して御維新の際には我が因州藩は藩主に於て徳川將軍と肉親の間柄にあるに不拘敢然として大義名分の爲に勤王の旗頭として雄飛し王政復古の大事業を翼賛し世に薩長土因と唄はれる程非常なる功蹟を表はしたのであるが松江藩は幕府の親藩として佐幕派に終始し、御維新後西園寺公の山陰鎮撫使として視察のありし際の如き松江藩は危く處罰さるべき處を因幡藩の親切なる取扱の御蔭を以て漸く事無きを得たる事等もあつた。松江藩は之を非常に恩惠として特使を鳥取に派し町重なる感謝の意を表したのであつた。以上の如き記憶は未だ鳥取藩士の胸に事新なるに不拘鳥取縣の廢止に會ひ然も之を島根縣に合併され平素より親密に非る松江藩に主宰せらるゝことは因幡武士の忍ぶ可らざる屈辱であると絶叫したることは今より想像に難からざる所である。一

鳥取縣廢止の報に接して最も周章狼狽したのは縣廳であつた夢にも思はなかつた斯うした事實に直面して誰か途方に暮れず居られよう闊然として涙を吞みつゝ跡始末する人々其の姿の如何に淋しきものなるや、現に鳥取縣に在る身の筆者は正に想像に難か

らざるものを覺ゆる次第である。廢縣後室本閑之輔と云ふ人が支廳長として鳥取に赴任し來る事になり鳥取縣廳の門標は削り代へられ鳥根縣云々と新しい筆の跡も一際異様に目立つに至つた。之が爲縣民の憤激は愈々熾烈を極め遂に要路大官の暗殺事件を引き出す所迄進展するに至つた。

五、大久保内務卿の暗殺

鳥取縣と同様の浮目に會つた縣民は大久保卿の掩置宜敷からざるを憤り遂に之を暗殺することに衆議が一決した。即ち大久保卿の參内の爲霞ヶ關の自邸から馬車を驅つて紀尾井坂に差しかかり壬生邸邊迄來た時路邊の叢の中より突然四人の壯漢躍り出で矢庭に長脇差で馬の前足を薙き倒した。それを見るや其の前方にぶら／＼してゐた書記風の二人の男も短刀を抜いて四人の壯漢と一緒になつて馬車の上走り上つた折から大久保卿は公文書を披見中であつたが立上つて馬車より降り様とする所を刺し殺して仕舞つた。

刺客は長連蒙、島田一郎氏等であつた鳥取縣人松田秀彦氏は一味の人達と襲撃の方法を協議したが、「大久保を刺すのは私憤ではない國家の爲に殺すのだから大久保が個人の私用で出掛ける際に襲撃するのは志士の面目でない、是非公共用で通行する際に目的を果すことにしよう」として參内の途中を擁することに協議が纏まり松田氏が大久保邸附近の隠れ家に居て詳しい様子を探り時には

大久保參議にも面會等爲し時局に關する意見を聞き乍ら邸内の狀況等をも視て充分案を練つたのである。襲撃の方法は松田氏の案が其儘實行されたのであつた。然し萬一事を仕損じた際且是非共第二回の襲撃を行はねばならぬがそれには同志から二名残らねばならぬと云ふ事になつたので抽籤の結果、幸か不幸か松田秀彦（鳥取縣人）橋爪武の兩氏が第二隊となつて居残る手筈になつた松田氏は大久保襲撃に先立つて長連蒙氏の遺書を其の妻君に手交する爲東京を出發し石川縣に潛行したが同志が大久保卿襲撃を決行した爲連累たる松田氏を捕縛する手配が至る所嚴重を極め遺書を首尾よく渡し終りて更に東京に立歸つた所を遂に捕縛されて仕舞つた。

裁判の結果死一等を減じ無期懲役に處せられたが明治三十六年刑を軽減されて出獄して居る。即ち此の事件は明治十一年五月十四日の出來事であつて之に鳥取縣人の加はつて居るのが注目し値する。（續く）

